

(基本方針)

第1条 一般社団法人日本印刷産業機械工業会（以下「当会」という。）は、事業活動を行うにあたり、日本国における「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」及び「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」並びに諸外国の競争法（以下、あわせて「競争法」という。）を十分に尊重し、これを遵守するものとする。

(禁止行為)

第2条 当会において行われる会議、委員会、ワーキンググループ等のほか、懇親会等の会合において、会員は、次に定める事項について情報交換等を行ってはならない。ただし、既に公表されているものについてはこの限りでない。

- (1) 価格又は数量の具体的な計画や見通し
- (2) 顧客との取引や引き合いの個別具体的な内容
- (3) 予定する設備投資の限度
- (4) 新規参入事業者や既存事業者への対応策
- (5) 取引先の制限、市場分割、受注配分・受注予定者の決定、技術の開発又は利用の制限等、各会員の現在又は将来の事業活動における重要な競争手段に具体的に關係する内容の情報その他一切の競争法違反行為又はその疑いを惹起する行為

(会議の運営)

第3条 当会において、会議を開催するにあたっては、会議の議長は、開会時に競争法違反行為を行わないことを宣言し、確認する。

2 会議において、前条に定める事項に係る話題が出た場合には、会議の議長は直ちに会議を中止するとともに、その旨を当会の代表者及び会員に通知を行うものとする。また、会議の出席者は、前条に定める事項に係る話題が出た場合には、直ちに会議の議長に会議の中止を求めなければならない。

3 会議に出席した当会職員等は、会議の終了後速やかに議事録を作成するものとする。

(統計業務)

第4条 当会が行う全ての統計業務（以下「統計業務」という。）は、当会の専務理事が統括し、資料の収集、集計及び管理を行う担当者を当会職員から指名するものとし（以下「統計担当者」という。）、統計担当者以外の者が統計業務を行うことを禁止する。

2 統計業務を行うにあたって開示された会員の個別具体的な情報は、開示してはならず、外部に流出しないよう、厳重にセキュリティー対策を行わなければならない。

3 統計された情報を集計するにあたって、クラス分け等の区分を設ける場合には、対象会員数が3社以上となるようにする等、個別具体的な会員の情報が特定されないようにしなければならない。

(将来予測の策定)

第5条 当会において、将来の予測値の策定を行うにあたっては、会員の個別具体的な情報や金額情報を開示してはならず、概括的な内容にしなければならない。

(責任者)

第6条 当会における競争法コンプライアンスの責任者（以下「責任者」という。）は、当会の経営戦略室長とする。

(本指針の周知徹底)

第7条 当会は本指針をホームページに公開する等、会員及び当会役職員への周知徹底を図るものとする。

(本指針の改廃)

第8条 本指針の改廃は、理事会において行うものとする。

附則

本指針は令和2年4月20日から施行する。